

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 2 月 20 日

月 曜 日

第 4169 号

目 次

告 示

○指定管理者の指定	1
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	2

告 示

富山県告示第72号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

平成29年 2 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

県民公園太閤山ランド

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園 射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31日まで

富山県告示第73号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関

する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成29年2月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県総合運動公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園 射水市黒河字高山4774番6

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

富山県告示第74号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営戸久用水地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営戸久用水地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年2月22日から

平成29年3月23日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第75号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営法楽寺大池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営法楽寺大池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年2月22日から

平成29年3月23日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第76号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営島山池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 2 月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営島山池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年 2 月22日から

平成29年 3 月23日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第77号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営種田地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営種田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年2月22日から

平成29年3月23日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第78号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営前沢西部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 2 月 20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営前沢西部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年 2 月 22日から

平成29年 3 月 23日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。
-

